

申告者が【本人】の場合

個人番号確認のために必要なもの	身元確認に必要なもの
個人番号カード	個人番号カードを提示する場合は不要
次に掲げる書類のうち1点 通知カード、住民票の写し、住民票記載事項証明書 ※通知カードは氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り利用可能です。 ※住民票の写し及び住民票記載事項証明書は、氏名、生年月日、性別、住所及び個人番号が記載されているもの	① 写真付本人確認書類の場合は、次のうち1点 運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書 ※写真及び個人識別事項の記載がある次のもの 学生証、社員証、資格証明書、税理士証票又は戦傷病者手帳 ② 写真のない本人確認書類の場合は、次のうち1点 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、防衛省共済組合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、児童扶養手当証書又は個人識別事項が記載された申告書等の添付書類 ③ 写真のない個人識別事項の記載があるものは、次のうち2点 学生証、社員証、生活保護受給者証、公共料金の領収書(発行日から6か月以内のものに限る。)、母子健康手帳、源泉徴収票等

申告者が【代理人】の場合

本人の個人番号確認のために必要なもの	代理人の身元確認のために必要なもの	代理権の確認のために必要なもの
次に掲げる書類のうち1点 本人の個人番号カード、本人の通知カード、住民票の写し、住民票記載事項証明書又はこれらの写し ※通知カードは氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り利用可能です。 ※住民票の写し及び住民票記載事項証明書は、氏名、生年月日、性別、住所及び個人番号が記載されているもの	① 個人の代理人の場合 ア. 写真付本人確認書類の場合は、次のうち1点 個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書 ※写真及び個人識別事項の記載がある次のもの 学生証、社員証、資格証明書、税理士証票又は戦傷病者手帳 イ. 写真のない本人確認書類の場合は、次のうち2点 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、防衛省共済組合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳又は児童扶養手当証書 ※個人識別事項の記載がある次のもの 学生証、社員証、生活保護受給者証、公共料金の領収書(発行日から6か月以内のものに限る。)、母子健康手帳、源泉徴収票等 ② 法人の代理人の場合 登記事項証明書に加え、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類(社員証その他従業員であることの証明書又はその写し)	① 法定代理人の場合 戸籍謄本 その資格を証明する書類 ② 法定代理人以外の場合 委任状

※郵送の場合は、書類又は写しを同封してください。ただし、代理権の確認書類については原本が必要となります。

※被保険者の写しを送付する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施してください。